

埼玉県障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第17条の規定に基づき、埼玉県障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、福祉部長が選任した者とする。

- 1 国労働行政機関関係者
- 2 教育機関関係者
- 3 福祉機関関係者
- 4 医療・保健機関関係者
- 5 法曹関係者
- 6 民間事業者関係者
- 7 障害当事者団体関係者
- 8 学識経験者

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 委員は、協議会の議決により当該議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第8条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害者福祉推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。